

尾道市総合計画策定支援業務に係るプロポーザル実施要領

尾道市では、本市の最上位計画である「尾道市総合計画」の計画期間が令和8年度で終了するにあたり、新たなまちづくりの指針として、令和9年度を初年度とする「尾道市総合計画」を策定するため、公募型プロポーザル方式による受託者の企画競争選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1 業務内容に関する事項

(1) 業務名称

尾道市総合計画策定支援業務

(2) 業務目的

社会経済情勢や本市を取り巻く課題等を踏まえた新たなまちづくりの指針として、令和9年度を初年度とする尾道市総合計画を策定するにあたり、民間事業者の豊富な知識、経験、専門性、技術力及び創造性等を活用し、計画策定に係る業務を円滑に遂行するため。

(3) 契約期間

契約締結後から令和9年3月31日（予定）まで

なお、委託期間内のスケジュール等については、仕様書を基本とするが、本市と受託者が協議の上、別に定める。

(4) 業務内容

別紙「尾道市総合計画策定支援業務仕様書」のとおり

※上記仕様書は、委託契約時に基本となる仕様書とするが、採択された企画提案書の内容を踏まえ、調整の上確定する。

※次期総合計画策定の基本的な考え方については、「（別紙1）策定における基本的な考え方」を参照すること。

(5) 契約上限額

18,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※内訳 令和7年度：8,500千円 令和8年度：9,500千円

2 参加資格

本業務委託に係るプロポーザルに参加することができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 本市から指名停止措置等を受けていない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

3 募集日程及び審査日程

事項	日程
募集の開始	令和7年5月12日（月）
質問書の提出期限	令和7年5月19日（月） 17時必着
質問書に対する回答	令和7年5月23日（金）まで
参加表明書等の提出期限	令和7年5月30日（金） 17時必着
企画提案書等の提出期限	令和7年6月11日（水） 17時必着
第一次審査（書類審査）結果通知	令和7年6月23日（月）予定
第二次審査（プレゼンテーション）開催	令和7年7月2日（水）
第二次審査結果通知	令和7年7月中旬

4 募集について

（1）各書類の配布開始日 令和7年5月12日（月）

（2）配布場所

①尾道市役所本庁3階 政策企画課

②尾道市ホームページに掲載

※郵送、メール等による配布は行いません。

（3）配布資料

①プロポーザル実施要領（本書）

②仕様書

③参加表明書（様式1）

④会社概要書（様式2）

⑤業務受託実績書（様式3）

⑥企画提案書提出届（様式4）

⑦見積書（様式5）

⑧質問書（様式6）

⑨辞退届（様式7）

5 質問書の受付・回答

仕様書等に対して質問がある場合は、次により質問書（様式6）を提出できる。

（1）質問期限

令和7年5月19日（月）17時必着

（2）提出方法

質問書（様式6）に記入し、「13 提出先及び問合せ先」の提出先に電子メールで問い合わせることとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて送信確認をすること。

なお、メールの件名は、「総合計画プロポーザル質問書（法人名）」とする。
※質問欄は、適宜、拡大または追加して構わないが、質問は簡潔に記入すること。

（３）回答

質問事項への回答は、令和７年５月２３日（金）までに、質問者を非公開とした上で、随時、本市ホームページへ掲載する。また、尾道市の回答は、実施要領及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

６ 参加表明

（１）提出書類

- | | |
|-----------------|-----------|
| ①参加表明書（様式１） | 原本１部 |
| ②会社概要書（様式２） | 原本１部、副本９部 |
| ③業務受託実績書（様式３） | 原本１部、副本９部 |
| ④業務受託実績の成果物１～２点 | 原本１部 |

（２）提出期限

令和７年５月３０日（金）１７時必着

（３）提出先

尾道市企画財政部政策企画課

（４）提出方法

持参又は郵送。

持参にて提出の場合は、提出日時を予め担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は原則として、９時から１７時まで（平日正午から１３時まで及び土日祝日を除く。）とする。

（５）参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式７）にて尾道市企画財政部政策企画課まで申し出ること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

７ 企画提案書等の提出

（１）提出書類

①業務体制表・業務工程計画表（任意様式）

提出書類の中で以下の情報について明記すること

- ・本業務の実施体制を図示し、特にアピールしたい組織体制上の優位点
- ・プロポーザルの担当部署、担当者名、電話番号、電子メールアドレス
- ・実務担当者の経歴及び実績に関する以下の情報
 - ア 氏名、生年月日
 - イ 所属部署及び役職
 - ウ 保有資格
 - エ 業務受託実績に記載した分担業務分野及び役割
 - オ 経歴や実績、能力等を踏まえた本業務に関するアピールポイント

②企画提案書提出届（様式４）

③企画提案書（任意様式）

企画提案書の提出にあたっては、仕様書及び「（別紙１）策定における基本的な考え方」を考慮し、「（別紙２）尾道市総合計画策定支援業務に係るプロポーザル審査項目表（以下「審査項目表」という。）」の審査項目について提案すること。

④企画提案概要書（任意提出）

⑤見積書（様式５）※各年度の詳細な内訳を添付すること

（２）提出部数

原本１部、副本９部

（３）提出期限

令和７年６月１１日（水）１７時必着

（４）提出先

尾道市企画財政部政策企画課

（５）提出方法

持参又は郵送。

持参にて提出の場合は、提出日時を予め担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は原則として、９時から１７時まで（平日正午から１３時まで及び土日祝日を除く。）とする。

（６）様式

様式はＡ４判（縦・横問わない）とする。なお、書式・書体は自由形式とし、総ページ数は２０枚以内（表紙は枚数に含めない）とする。（両面印刷不可）

また、企画提案書とは別に、企画提案書の内容を簡潔にまとめた概要版を作成してもよい。なお、書式・書体は自由形式とし、Ａ３判（縦・横問わない）１枚でまとめること。（両面印刷不可）

（７）留意事項

①提出された企画提案書は、提出期限までは自由に変更することができるが、提出期限を過ぎた後は、変更することはできない。

②提出する企画提案書は、各社１提案とする。

③提出された提案書類は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができるものとする。

④提出された提案書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。

⑤提出された提案書類を公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

８ 第一次審査（書類審査）

（１）選定方法

提出された企画提案書等の内容を審査項目表の審査項目により評価を行い、一定基準を満たした提案者を３者程度選考する。

(2) 第一次審査の選定結果の通知

全ての提案者に令和7年6月23日(月)までに文書により通知する。

なお、選定結果等についての疑義や問い合わせについては一切受け付けない。

9 第二次審査(プレゼンテーション)

(1) 実施日

令和7年7月2日(水)

(2) 時間及び会場

別途通知

(3) プレゼンテーションの実施方法

- ・出席者は3名以内とし、プレゼンテーションを行う者は、実際に本業務を行う予定の者(業務体制表に記載した者とする。)とする。
- ・プレゼンテーションは、事前に提出のあった企画提案書等を用いて行い、実施時間は各参加者につき35分程度(提案説明20分以内、質疑応答15分程度)とする。なお、企画提案書の当日の差替え、追加は認めない。
- ・プレゼンテーション実施会場には、長机、椅子、電源、延長コード、モニター、HDMIケーブル、Wi-Fiを備えているが、その他必要なもの(パソコン等)がある場合は、提案者自身で準備をすること。

(4) 選定方法

プレゼンテーションの内容を審査項目表の審査項目により評価を行い、審査会の審議を経て選定する。

なお、第一次審査の得点は、第二次審査の選定に加味しない。

(5) 審査結果

本プロポーザルの審査は、審査会において、審査項目による得点の総計を基に審議を行い、得点の総計が最も高い者を最優秀委託候補者、次点の者を優秀委託候補者として決定する。なお、本プロポーザルの参加者が1者の場合は、得点の総計を踏まえ、審査会で適否を判断するものとする。

(6) 第二次審査の審査結果の通知

審査結果は、審査後2週間以内に第二次審査参加者全員へ文書にて通知する。

10 契約

最優秀提案者の決定後、提案内容に基づき、契約条件等について最優秀提案者と協議のうえ、契約を締結するものとする。

なお、最優秀提案者と協議が整わない場合や最優秀提案者が失格要件に該当した場合には、最優秀提案者との協議を打ち切り、次点の者と順次交渉するものとする。

11 失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合、その参加者を失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提案書受付期間に適合しないもの。
- (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現内容以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 提案された見積金額が見積限度額を超過している場合。
- (8) 正当な理由なくプレゼンテーションに参加しなかった場合。
- (9) 契約締結までの間に本実施要領に定める参加資格を満たさなくなった場合。
- (10) この要領に定められた以外の手法により、審査員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。
- (11) その他、行為が法令違反であり、審査結果に影響を与えられるおそれがある場合。

1 2 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出期限後の質問及び書類の追加・修正には原則応じない。
- (4) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (5) 審査の結果は、受託候補者として特定しただけであり、契約手続きの完了までは、契約関係が生じるものではない。
- (6) 提出された企画提案書等は、尾道市情報公開条例（平成12年条例第8号）の規定に基づく開示請求があった場合は、開示することがある。

1 3 提出先及び問合せ先

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15-1
尾道市役所企画財政部政策企画課
担当：水越（みずこし）、楠（くす）
電話：0848-38-9316
メール：kikaku@city.onomichi.hiroshima.jp